

平成23年12月16日

各 位

法務省民事局参事官室

会社法制の見直しに関する中間試案について（依頼）

謹啓 時下益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

法制審議会会社法制部会においては、会社が社会的、経済的に重要な役割を果たしていることに照らして会社を取り巻く幅広い利害関係者からの一層の信頼を確保する観点から、企業統治の在り方や親子会社に関する規律等についての会社法制の見直しにつき調査・審議を行ってまいりましたが、この度、これまでの調査・審議の結果を中間試案として取りまとめました。

そこで、当室では、今後の同部会における調査・審議に資するため、中間試案を公表して、広く関係各界の御意見を求めることといたしました。中間試案は、e-Gov（「電子政府の総合窓口」）のホームページにて公開しておりますので、御意見がございましたら、下記要領にてお寄せいただければ、幸いに存じます。

また、当室では、中間試案の内容の理解に資するため、中間試案の各項目について、その趣旨等に関する補足説明を作成し、同じくe-Govのホームページにて公開しておりますので、御参照いただきたいと存じます。

なお、送付いただいた御意見につきましては、提出された方の氏名（法人その他の団体にあつては、名称）、御意見の内容等を公開する可能性がありますので、あらかじめ御了承願います。

諸事多忙中恐縮に存じますが、よろしくお願い申し上げます。

敬白

記

1 e - G o v (「電子政府の総合窓口」) ホームページ

<http://www.e-gov.go.jp/index.html>

(同ホームページ中のパブリック・コメントのコーナーを御覧ください。)

2 御意見は、平成24年1月31日(火)までに、郵送、ファックス又は電子メールによりお寄せいただければ、幸いに存じます。

(あて先)

法務省民事局参事官室 (TEL: 03-3580-4111 (内線5967))

・ 郵送: 〒100-8977

東京都千代田区霞が関1-1-1

・ FAX: 03-3592-7039

・ 電子メール: minji27@moj.go.jp

3 御意見をお寄せ下さる場合には、

(1) 中間試案の一部の項目についての御意見でも、結構です。

(2) 理由も略記していただければ、幸いです。

(3) 御意見がまとまらないときは、幾つかの御意見を併記する形でも、結構です。